

介護職員等特定処遇改善加算算定にかかる情報公開（見える化要件）

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善については、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定する場合は上記に加え、介護福祉士の配置等の要件を満たす必要があります。

① 事業所別の介護職員等特定処遇改善加算取得状況

全事業所が現行介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定した上で、介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定加算）を取得しています。

事業所名	サービス種類	特定加算
特別養護老人ホーム白梅荘	介護老人福祉施設	加算Ⅰ
白梅荘短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護 (介護予防)	加算Ⅰ
白梅デイサービスセンター	通所介護（総合事業）	加算Ⅰ
特別養護老人ホーム白梅の杜	介護老人福祉施設	加算Ⅰ
白梅の杜短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護 (介護予防)	加算Ⅰ

② 職場環境要件について

分類	法人としての取組
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・法人や事業所の経営理念やケア方針等について、事業計画及び職員勉強会において周知 ・各種学校等からの職業体験の受け入れを行い介護への魅力向上への取り組み
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講するために勤務シフトの配慮 ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の事情等に応じた勤務シフトの配慮 ・非正規職員から正規職員への転換
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務労働者も含めた全職員への健康診断・ストレスチェック等健康管理対策の実施 ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末等のICT活用による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・1on1 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

社会福祉法人 白梅福祉会